

内閣府担当官 殿

平成17年9月21日

文 部 科 学 省

第8回犯罪被害者等検討会における検討課題に対する文部科学省意見

下記のとおり、意見を提出する。

P 1 0 推進体制 (1) 国の行政機関相互の連携・協力

具体的施策の冒頭部分に、下記施策を明記すべきである。

犯罪に関わる全ての場面及び手続において、犯罪被害者等の権利が保障されなければならないことを前提として、各機関が犯罪被害者等の権利保障のために果たすべき役割を明確にするため、警察法をはじめ各省設置法等の関係法令の改正を行う。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】

【意見】

本基本計画の中で、各省庁の役割が明確となることから、各省設置法等の関係法令の改正を行う必要はないものとする。

文部科学省としても、犯罪被害者等の視点に立った関連施策の推進に当たって、関係府省庁と連携・協力しつつ取り組むことが重要であると考えている。